

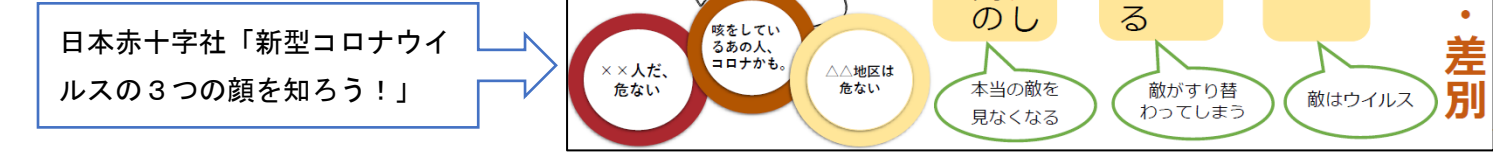
学校は、コロナウイルスについて正しく理解をすることはもちろん、感染した方やそのご家族に対して思いやりの気持ちを持つことなどが大切だと考えています。

特に、万が一コロナウイルスに感染した児童が長期間出席停止となった場合、様々な噂などが拡がることが想定されます。したがって、感染者や濃厚接触者である児童が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならないように、十分な配慮や注意が必要だと考えています。

1 コロナウイルス感染症を正しく理解し不安を解消するよう努めます

児童がこの感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これ避ける行動を取ることができるようにすることも大切だと考えています。

そこで、様々な機会をとらえて、子どもたちがこの感染症を正しく理解し、少しでも不安がなくなるように努めます。



2 道徳などの時間で差別や偏見について考えさせる授業を行います

5・6年生の道徳の授業では、差別や偏見について考えさせる学習を行います。それ以外の学年でも、発達の段階に応じ、いじめや差別、偏見について考えさせる授業を行っていきます。

その他、学校の取組とご家庭にお願いしたいこと

- 令和2年6月の時点では、感染のリスクの高い学習内容の実施を避けるよう、学習内容の順番を入れ替えるなどしています。今後も実施が難しいようであれば、学習内容を学んだり体験したりする方法を検討していきますが、ご家庭にお願いすることが生じる可能性があります。
- 給食の配膳は、職員が行うことで、ものを共有するなどのリスクを減らしています。同様の目的で、給食トレーの利用を停止しています。清潔なランチョンマットを毎日持参させてください。
- 水飲み場は、毎日消毒していますが、水筒（中身は水）を持参してもよいこととしています。
- 放課後や週末の公園での子どもたちの様子を見ると、マスクを着用していなかったり、密集した状況で遊んでいたりする様子が見られます。ソーシャルディスタンスやマスクの着用は、自分自身を感染から守るだけでなく、相手を感染から守ることにともなわれます。これらは、これからの「新しい生活様式」で社会生活を営む上でのマナーとなります。こうしたマナーを子どもたちに意識させることも、大切なことだと思います。放課後や週末も、熱中症の危険を考慮しつつ、マスクの着用や密にならないようにすることなどについてお子さんにお声かけください。
- 外部の方の協力をいただく学習活動や保護者の方に参観などをしていただく行事、PTA活動については、集団感染のリスクを考慮して実施の可否を検討します。

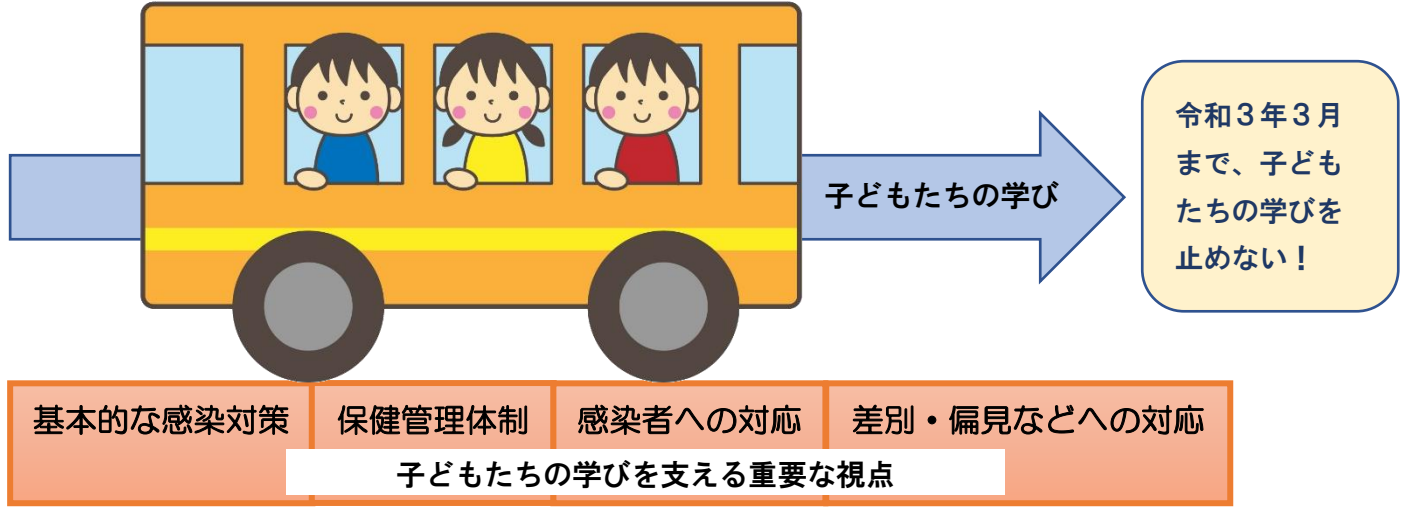
これらの考え方は、令和2年6月段階の考え方によるものです。（千歳市が「感染観察都道府県」に相当する感染状況であるという前提での対応となります）

今後、感染が拡大するなどして、千歳市が「感染拡大注意都道府県」や「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況となった場合は、より厳しい対応となりますので、その際は改めて学校での対応をお知らせします。

桜木小学校の新しい生活様式

～感染のリスクをゼロに近づけ、子どもたちの学びを続けるために～

桜木小学校における新型コロナウイルス感染症防止対策の考え方



北海道や日本政府の要請により、新型コロナウイルス感染症防止対策として、令和2年2月27日から臨時休業が断続的に続いていましたが、6月1日から学校が再開されました。

この感染症については、未だ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、学校の教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していかなければなりません。

そのためには、次の4つの視点が重要です。

- ① 基本的な感染対策の徹底（新しい生活様式）
- ② 保健管理体制の構築
- ③ 感染が確認された者への対応
- ④ 差別・偏見・いじめ・誹謗中傷への対応

これらは、学校だけで対応しきれないものばかりです。

そこで、これまで各ご家庭にお願いしてきたことや子どもたちの現状、そして、文部科学省から示された「学校の新しい生活様式」を踏まえて、この感染症のことや感染を防止するための対策などについて改めて保護者の皆様と必要なことを確認させていただきます。

【これまでに、コロナウイルス感染症についてわかってきたこと】

- 子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないと考えられる
- 子どもの感染事例は、一定数生じているが、その多くは家庭内での感染と言われている（令和2年6月16日までに文部科学省に報告があった146件のうち、家庭内感染は約73.3%（107例）、学校約1.4%、その他約2.7%、不明約22.6%）
- 感染の多くは、くしゃみ、せき、つばなどの飛沫と一緒に放出されたウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することと、ウイルスが付着した物に触れた手で口や鼻を触り、粘膜から感染することだと言われている

これらのことを踏まえて、桜木小学校の感染防止対策についてお伝えします。

基本的な感染対策の徹底（新しい生活様式）

感染対策の3つのポイントを踏まえた取組を行います。

1 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。そのために、学校では次のことを行いますので、ご家庭でも毎朝の検温などのご協力をお願いします。

学校の取組	家庭にお願いしたいこと
○ 毎朝各学級で健康調査を行います。 【確認する内容】 体温、風邪などの症状の有無など ○ 朝、体温を測り忘れた子、体調の悪い子は、始業前に保健室で体温を測り、発熱や風邪の症状が見られ、休養が必要と判断した場合、家庭に連絡してお迎えに来ていただきます。	○ <u>毎朝、検温</u>をお願いします。【<u>健康観察シートに記入して、毎日持たせてください</u>】 （自分で体温を測るなどの健康管理を行う習慣を身に付けさせることも大切だと考えます） ●発熱だけではなく、風邪の症状がある場合は、体調が回復するまで、<u>無理せず休養</u>させるようにしてください。 【発熱や風邪の症状で欠席した場合でも、欠席扱いとはなりません】

2 感染経路を絶つこと

学校内で感染経路を絶つには、「飛沫感染」と「接触感染」のリスクを減らすことが重要です。そのためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

学校の取組	家庭にお願いしたいこと
○ こまめに手洗いをするよう指導します。 【手洗いのタイミング】 ・外から教室に入るとき ・掃除の後 ・咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ・トイレの後 ・給食の前後 ・共有のものを触ったとき ○ 熱中症の危険があるとき、食事の時などを除き、職員と児童は学校内で必ずマスクを着用します。 ○ ドアノブや手すり、スイッチなど児童がよく手を触れる箇所などを1日1回、有効な消毒液を使用して消毒します。	○ <u>毎日、マスクを着用</u>させてください。 （汚れた際に新しいものを使用できるよう可能な限り予備のマスクをカバンの中に入れておいてください。学校には子どもたちが使用できるマスクがありますが、数に限りがありますので、各ご家庭で用意していただくようお願いします） ○ 給食時や体育など熱中症の危険があるときなどの外したマスクを入れる<u>ビニール袋や布</u>を持たせてください。 ○ 手洗いの後、ハンカチで手を拭くために、<u>毎日清潔なハンカチ</u>を持たせてください。 ○ <u>毎日清潔なティッシュ</u>を持たせてください。

中には、マスクを着用することが苦手な子がいます。学校では、マスクを着用するように粘り強く指導していきますが、本人が納得するまで時間を要することがあります。大切なのは、無理に着用させるのではなく、必要性を理解させることです。保護者と連携しながら指導していきます。

3 抵抗力を高めること

感染しないためには、免疫力を高めることが大切です。

学校の取組	家庭にお願いしたいこと
○ 免疫力を高めるために、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。	○ 「早寝、早起き、朝ごはん」など、これまでにお願いしていた内容ですが、<u>十分な睡眠と、バランスの取れた食事</u>についてご家庭でもご配慮ください。 ●偏食や生活の乱れなど、お子さんの生活について不安なことがあれば、1人で悩まず本校のスクールカウンセラーにご相談ください

集団感染のリスクへの対応

学校では、集団での感染を発生させないために、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が重ならない「ゼロ密」を目指します。

1 「密閉」の回避

可能な限り、教室や廊下の窓を空けたままにするなど、換気を徹底します。

2 「密集」の回避

教室の机の間隔を1メートル程度空けるなど、身体的距離を確保します。また、密集となるような学習活動については、当面の間実施を見送ります。

3 「密接」の回避

飛沫を飛ばすなど感染リスクの高い学習内容は、当面の間実施を見送ります。また、職員と児童は、基本的に常時マスクを着用します。

保健管理体制の構築

感染防止や感染者が発生した時に適切に対応できるよう、学校長を責任者として校内に保健管理体制を構築します。必要に応じて、学校医や学校薬剤師から助言を受けるなど、子どもたちの安全確保に努めます。

感染者への対応

もし、万が一本感染症に感染した場合は、次のとおり対応します。

1 児童または職員が感染した、濃厚接触者として特定された場合

- 感染が判明した児童については、出席停止の措置を執ります。保健所の指示により、登校が可能となるまで、出席停止となります。
- 濃厚接触者として特定された児童については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して、2週間出席停止となります。
- 職員が感染した、または濃厚接触者として特定された場合は、必要な期間出勤させない扱いとします。
- 職員が感染したり、濃厚接触者として特定されたりした場合は、保護者の皆様にその事実をお伝えします。
- 児童が感染したり、濃厚接触者として特定されたりして出席停止となった場合は、期間が長期化するために、プライバシー等を保護することが大変難しい状況となりますが、学校からはその事実をお伝えすることはしません。

2 校内で感染者が確認された際の校舎内の消毒

- 児童や職員に感染が判明した場合は、保健所及び学校薬剤師と連携して校内の消毒を行います。（消毒が必要な箇所が限定されている場合は、専門の業者による消毒を行わない場合があります）

<臨時休業の考え方>

- これからは、広範な地域が一律臨時休業となるような対応とはなりません。
- 感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。